## (19) **日本国特許庁(JP)**

# (12) 公 開 特 許 公 報(A)

(11)特許出願公開番号

特開2021-36645 (P2021-36645A)

(43) 公開日 令和3年3月4日(2021.3.4)

(51) Int.Cl.			FΙ			テーマコード (参考)
HO4W	12/08	(2021.01)	${ t HO4W}$	12/08		5E555
HO4W	84/18	(2009.01)	${ t HO4W}$	84/18		5KO67
G06F	21/44	(2013.01)	G06F	21/44		
G06F	3/01	(2006.01)	G06F	3/01	570	

審査譜求 未譜求 譜求項の数 10 〇L (全 18 頁)

		審査請求	未請求 請求項の	)数 10	OL	(全	18 頁)
(21) 出願番号 (22) 出願日	特願2019-158004 (P2019-158004) 令和1年8月30日 (2019.8.30)	(71) 出願人	000004237 日本電気株式会 東京都港区芝五		番1号		
		(74) 代理人	100080816	朝道	<b>—</b> 1		
		(74)代理人	100098648	潔人			
		(72) 発明者	中石 浩志 東京都港区芝五	丁目7	番1号	日本	電気株
			式会社内				
		<b> </b> F ターム (参	考)5E555 AA53	BA01	BA04	BA45	BB04
			BC03	BC16	BE17	CA42	CB66
			CB74	DA08	DA09	DA23	DB41
			DB57	DCO9	EA03	EA05	EA08
			EA14	EA25	FA00		
					最	終頁に	続く

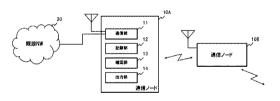
(54) 【発明の名称】通信ノード、マルチホップネットワーク、機器の正当性確認方法及びプログラム

## (57)【要約】

【課題】マルチホップネットワークを利用する情報システムのセキュリティの向上。

【解決手段】通信ノードは、マルチホップネットワークを介して通信する機器間のデータをマルチホップ方式で中継する通信部と、前記中継したデータのうち、所定の種類のデータを記録する記録部と、前記所定の種類のデータと、前記記録部に記録された過去のデータとを照合し、前記機器の正当性を確認する確認部と、所定の出力先に対し、前記機器の正当性の確認結果を出力する出力部と、を備える。

【選択図】図1



#### 【特許請求の範囲】

## 【請求項1】

マルチホップネットワークを介して通信する機器間のデータをマルチホップ方式で中継 する通信部と、

前 記 中 継 し た デ ー タ の う ち 、 所 定 の 種 類 の デ ー タ を 記 録 す る 記 録 部 と 、

前記所定の種類のデータと、前記記録部に記録された過去のデータとを照合し、前記機 器の正当性を確認する確認部と、

所定の出力先に対し、前記機器の正当性の確認結果を出力する出力部と、

を備えた通信ノード。

## 【請求項2】

前 記 所 定 の 種 類 の デ ー タ は 、 一 方 の 機 器 か ら 他 方 の 機 器 に 送 信 す る 機 器 操 作 用 の ジ ェ ス チャーデータである請求項1の通信ノード。

前記確認部は、前記機器操作用のジェスチャーデータに表れたジェスチャの特徴に有意 な差異がある場合に、なりすましが行われていると判定する請求項2の通信ノード。

前 記 所 定 の 種 類 の デ ー タ は 、 一 方 の 機 器 か ら 他 方 の 機 器 に 送 信 す る 作 業 指 示 用 の デ ー タ である請求項1から3いずれか一の通信ノード。

## 【 請 求 項 5 】

前記確認部は、前記作業指示用のデータに表れた作業指示に有意な差異がある場合に、 なりすましが行われていると判定する請求項4の通信ノード。

前記記録部は、さらに、前記所定の種類のデータの転送経路情報を記録し、

前記確認部は、さらに、前記データの転送経路を確認することにより、前記データの送 信元の機器の正当性を確認する、

請求項1から5いずれか一の通信ノード。

## 【請求項7】

他の通信ノードから前記機器の正当性の確認結果を受け取り、

前記確認部は、前記他の通信ノードにおける前記機器の正当性の確認結果も用いて、前 記機器の正当性を確認する

請求項1から6いずれか一の通信ノード。

## 【請求項8】

請求項1から6いずれかーの通信ノードを含んで構成されたマルチホップネットワーク

## 【請求項9】

前記通信ノードの位置に応じて、前記確認部における前記機器の正当性の確認方法を変 更可能である請求項8のマルチホップネットワーク。

## 【請求項10】

マルチホップネットワークを介して通信する機器間のデータをマルチホップ方式で中継 する通信ノードが、

前記中継したデータのうち、所定の種類のデータを記録し、

前記所定の種類のデータと、記録した過去のデータとを照合し、前記機器の正当性を確 認し、

所定の出力先に対し、前記機器の正当性の確認結果を出力する、

機器の正当性確認方法。

## 【発明の詳細な説明】

## 【技術分野】

## [00001]

本 発 明 は 、 通 信 ノ ー ド 、 マ ル チ ホ ッ プ ネ ッ ト ワ ー ク 、 機 器 の 正 当 性 確 認 方 法 及 び プ ロ グ ラムに関する。

10

20

30

40

#### 【背景技術】

## [0002]

無線LAN(Local Area Network)のアクセスポイントの電波が届かず、また、無線通信網のサービスを受けられない場所においても、ネットワークを利用したいという需要がある。こうしたケースでは、マルチホップ機能を備えた無線LANアクセスポイント(いわゆる「親機」)を用いることで、既存LANに接続可能な範囲を拡張できる。

## [0003]

特許文献1に、MAC(Media Access Control)アドレスまたは識別アドレスを偽装した不正な通信端末によるなりすましを防止する事ができるという無線中継システムが開示されている。同文献には、マルチホップ式に中継する複数の無線中継装置3と、無線中継装置3に接続された通信端末2と、通信端末2が指定する通信先である買い物サーバ7との間で通信データを中継するゲートウェイ装置1とからなる無線中継システムが開示されている。そして、無線中継装置3は、通信端末2から送信した代行認証要求コマンドを受信すると、ゲートウェイ装置1が受信するまでに経由した経路情報と、予めゲートウェイ装置1に格納されている経路情報とを照合することで通信端末2の認証を行う。

## [0004]

特許文献2に、認証のセキュリティ、認証の精度を向上させることに寄与する認証装置が開示されている。具体的には、この認証装置は、互いに異なる認証方式による識別情報を取得する複数の情報取得部と、前記情報取得部による認証方式と照合情報の組を1つの認証要素とし、前記認証要素の組み合わせと順序からなる、認証シーケンス情報を記憶する記憶部と、を備える。そして、この認証装置は、前記認証要素の組み合わせと順序に基づいて、被認証者を認証する。

【先行技術文献】

## 【特許文献】

## [0005]

【特許文献 1 】特開 2 0 1 3 - 2 0 1 4 8 1 号公報

【 特 許 文 献 2 】 特 開 2 0 1 7 - 1 5 1 7 5 9 号 公 報

## 【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

## [0006]

以下の分析は、本発明者によって与えられたものである。マルチホップ機能を備えた無線LANアクセスポイントを用いてマルチホップネットワークを構築した環境では、ある機器から通信先の機器に送信されたデータは、複数のノードを中継して返信される。このため、データの偽造、いわゆるなりすましが行われる可能性がある。

#### [0007]

また、マルチホップネットワークにおけるセキュリティの脆弱性は、親機よりも上流側 のネットワークに対しても脅威となりうる。

## [0008]

本発明は、マルチホップネットワークを利用する情報システムのセキュリティの向上に 貢献できる通信ノード、マルチホップネットワーク、機器の正当性確認方法及びプログラムを提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

## [0009]

第1の視点によれば、マルチホップネットワークを介して通信する機器間のデータをマルチホップ方式で中継する通信部と、前記中継したデータのうち、所定の種類のデータを記録する記録部と、前記所定の種類のデータと、前記記録部に記録された過去のデータとを照合し、前記機器の正当性を確認する確認部と、所定の出力先に対し、前記機器の正当性の確認結果を出力する出力部と、を備えた通信ノードが提供される。

## [0010]

10

20

30

40

第2の視点によれば、上記した通信ノードを含んで構成されたマルチホップネットワー クが提供される。

#### [0011]

第3の視点によれば、マルチホップネットワークを介して通信する機器間のデータをマ ルチホップ方式で中継する通信ノードが、前記中継したデータのうち、所定の種類のデー 夕を記録し、前記所定の種類のデータと、前記記録部に記録された過去のデータとを照合 し、前記機器の正当性を確認し、所定の出力先に対し、前記機器の正当性の確認結果を出 力する、機器の正当性確認方法が提供される。本方法は、マルチホップネットワークを介 して通信する機器間のデータをマルチホップ方式で中継する通信ノードという、特定の機 械に結びつけられている。

[0012]

第 4 の 視 点 に よ れ ば 、 マ ル チ ホ ッ プ ネ ッ ト ワ ー ク を 介 し て 通 信 す る 機 器 間 の デ ー タ を マ ル チ ホ ッ プ 方 式 で 中 継 す る 通 信 ノ ー ド に 搭 載 さ れ た コ ン ピ ュ ー タ に 、 前 記 中 継 し た デ ー タ のうち、所定の種類のデータを記録する処理と、前記所定の種類のデータと、前記記録部 に記録された過去のデータとを照合し、前記機器の正当性を確認する処理と、所定の出力 先 に 対 し 、 前 記 機 器 の 正 当 性 の 確 認 結 果 を 出 力 す る 処 理 と 、 を 実 行 さ せ る プ ロ グ ラ ム が 提 供される。このプログラムは、コンピュータ装置に入力装置又は外部から通信インターフ ェースを介して入力され、記憶装置に記憶されて、プロセッサを所定のステップないし処 理に従って駆動させる。また、このプログラムは、必要に応じ中間状態を含めその処理結 果を段階毎に表示装置を介して表示することができ、あるいは通信インターフェースを介 して、外部と通信することができる。そのためのコンピュータ装置は、一例として、典型 的 に は 互 い に バ ス に よ っ て 接 続 可 能 な プ ロ セ ッ サ 、 記 憶 装 置 、 入 力 装 置 、 通 信 イ ン タ ー フ ェース、及び必要に応じ表示装置を備える。

【発明の効果】

[ 0 0 1 3 ]

本発明によれば、マルチホップネットワークを利用する情報システムのセキュリティの 向上に貢献することが可能となる。

【図面の簡単な説明】

[0014]

- 【図1】本発明の一実施形態の構成を示す図である。
- 【 図 2 】 本 発 明 の 一 実 施 形 態 の 動 作 を 説 明 す る た め の 図 で あ る 。
- 【図3】本発明の一実施形態の動作を説明するための別の図である。
- 【図4】本発明の第1の実施形態の構成を示す図である。
- 【 図 5 】 本 発 明 の 第 1 の 実 施 形 態 の マ ル チ ホ ッ プ ネ ッ ト ワ ー ク を 構 成 す る 通 信 ゲ ー ト ウ ェ イ(親機)及び通信ノードの構成を示す機能ブロック図である。
- 【図6】本発明の第1の実施形態のロギングデータの一例を示す図である。
- 【図7】本発明の第1の実施形態の動作(データ学習)を示す図である。
- 【図8】本発明の第1の実施形態の動作(運用時・操作ジェスチャー検証)を示す図であ
- 【 図 9 】 本 発 明 の 第 1 の 実 施 形 態 の 動 作 ( 運 用 時 作 業 活 用 デ ー 夕 検 証 ) を 示 す 図 で あ る

【図10】本発明の第1の実施形態の動作(運用時-作業成果データ検証)を示す図であ

- 【図11】本発明の第2の実施形態の構成と動作を説明するための図である。
- 【図12】本発明の通信ノードに搭載されたコンピュータの構成を示す図である。

【発明を実施するための形態】

[0015]

はじめに本発明の一実施形態の概要について図面を参照して説明する。なお、この概要 に付記した図面参照符号は、理解を助けるための一例として各要素に便宜上付記したもの であり、本発明を図示の態様に限定することを意図するものではない。また、以降の説明 10

20

30

40

で参照する図面等のブロック間の接続線は、双方向及び単方向の双方を含む。一方向矢印については、主たる信号(データ)の流れを模式的に示すものであり、双方向性を排除するものではない。このプログラムはコンピュータ装置を介して実行され、コンピュータ装置は、例えば、プロセッサ、記憶装置、入力装置、通信インターフェース、及び必要に応じ表示装置を備える。また、このコンピュータ装置は、通信インターフェースを介して装置内又は外部の機器(コンピュータを含む)と、有線、無線を問わず、通信可能に構成される。また、図中の各ブロックの入出力の接続点には、ポート乃至インターフェースがあるが図示省略する。また、以下の説明において、「A及び/又はB」は、A又はB、又はA及びBという意味で用いる。

## [0016]

本発明は、その一実施形態において、図1に示すように、通信部11と、記録部12と、確認部13と、出力部14と、を備えた通信ノード10Aにて実現できる。以下の説明では、通信ノード10Aは、既設ネットワーク(既設NW)20に配置されたマルチホップネットワークの親機に対し、子機として動作する機器であるものとして説明する。通信ノード10Aは、他の通信ノード10Bと連携して、既設ネットワーク(既設NW)20に接続された機器(図示省略)と、通信ノード10Bに接続された機器(端末30)間のデータを中継する。

#### [0017]

より具体的には、通信部11は、マルチホップネットワークを介して通信する機器間のデータをマルチホップ方式で中継する。記録部12は、前記中継したデータのうち、所定の種類のデータを記録する。所定の種類のデータとしては、ユーザの癖や挙動、あるいは、攻撃の対象となりやすいデータ等のうち、なりすまし等を検出可能な種類のデータが選択される。

## [ 0 0 1 8 ]

確認部13は、前記所定の種類のデータと、前記記録部に記録された過去のデータとを照合し、前記機器の正当性を確認する。出力部14は、所定の出力先に対し、前記機器の正当性の確認結果を出力する。ここで、「機器の正当性の確認」とは、機器そのものの正当性に加えて、適切な権限を持ったユーザ(作業員等)が当該機器を使用している状態を確認するものである。

## [0019]

図2は、前記所定の種類のデータとして、端末30にて撮影されたジェスチャーデータを用いた場合の動作を表した図である。端末30のユーザーが、ジェスチャーを撮影し、ジェスチャーデータG1として通信ノード10Bに送ると、通信ノード10Bは、通信ノード10AにジェスチャーデータG1を転送する。

## [0020]

前記ジェスチャーデータG1を受信した通信ノード10Aは、ジェスチャーデータG1を既設NW20側に中継するとともに、記録部12にてジェスチャーデータG1を記録(ロギング)する。

## [0021]

さらに、確認部13は、記録部12に記録された直近のジェスチャーデータG1と、前回、端末30から送られたジェスチャーデータG0とを照合し、端末30の正当性を確認する。例えば、ここで、ユーザーの親指を立てるジェスチャーが前回記録したものと異なる場合、確認部13は、端末30の正当性を確認できないものと判定する。この場合、出力部14は、所定の出力先に対し、端末30の正当性の確認結果(なりすましの可能性あり)を出力する。

## [0022]

もちろん、確認部13が、端末30の正当性を確認できた場合も、出力部14は、所定の出力先に対し、前記機器の正当性の確認結果(なりすましの可能性なし)を出力するようにしてもよい。

## [0023]

10

20

30

図3は、前記所定の種類のデータとして、既設NW20側からスマートグラス40に宛てて送信されたAR(Augmented Reality)データを用いた場合の動作を表した図である。既設NW20側の機器(例えば、ARを用いた作業指示サーバ)が、ARデータAR1として通信ノード10Aに送ると、通信ノード10A、通信ノード10BにARデータAR1を転送する。

## [0024]

前記ARデータAR1を受信した通信ノード10Bは、ARデータAR1をスマートグラス40側に送信する。

## [0025]

上記の過程において、通信ノード10Aの記録部12は、ARデータAR1を記録(ロギング)する。通信ノード10Aの確認部13は、記録部12に記録された直近のARデータAR1と、前回、既設NW20から送られたARデータAR0とを照合し、既設NW20側の機器(例えば、VRを用いた作業指示サーバ)の正当性を確認する。例えば、ここで、ARデータAR1に含まれる特定の情報(例えば、AR中の図形)が前回記録したものと異なる場合、確認部13は、既設NW20側の機器の正当性を確認できないものと判定する。この場合、出力部14は、所定の出力先に対し、既設NW20側の機器の正当性の確認結果(なりすましの可能性あり)を出力する。

## [0026]

もちろん、確認部13が、既設NW20側の機器の正当性を確認できた場合も、出力部14は、所定の出力先に対し、既設NW20側の機器の正当性の確認結果(なりすましの可能性なし)を出力するようにしてもよい。

#### [0027]

以上のように、本実施形態によれば、通常の機器間で行われる認証処理に加え、マルチホップネットワーク側で記録したデータを用いた認証を追加し、マルチホップネットワークのセキュリティを向上させることが可能となる。

## [0028]

## 「第1の実施形態]

続いて、本発明の第1の実施形態について図面を参照して詳細に説明する。図4は、本発明の第1の実施形態の構成を示す図である。図4を参照すると、上位サーバ610及び表示装置620が設置された事務所と、基地局500と、通信ゲートウェイ(親機)110を用いて構成されたマルチホップネットワークと、が接続された構成が示されている。

## [0029]

マルチホップネットワークは、通信ゲートウェイ(親機)110及び複数の通信ノード(子機)120によって構成され、基地局500の電波の届かない場所にあるデバイス800に対し上位サーバ610への接続環境を提供する。このようなマルチホップネットワークの構成機器としては、マルチホップ中継機能を備えた無線LAN(Local Area Network)アクセスポイントを用いることもできる。いずれの場合も、プラント、建屋内、導水路、導管、下水道管等の基地局や無線LANアクセスポイントの電波が届かないエリアでネットワークへの接続環境を提供することが可能となる。

## [0030]

基地局 5 0 0 は、 3 G、 L T E ( L o n g T e r m E v o l u t i o n ) 、 5 G 等 に対応する移動体通信事業者の基地局である。

## [0031]

上位サーバ610は、インターネット等を介して、基地局500及びマルチホップネットワーク経由で、デバイス800に「作業活用データ」と呼ばれる作業支援情報(「作業指示用のデータ」に相当)を送信する機器である。表示装置620は、前記デバイスのなりすまし検出時に、メッセージの表示先として使用される機器の一つである。本実施形態では、作業活用データは、作業員700の作業を支援するVR(Virtual Reality)、AR、MR(Mixed Reality)を用いて作成された情報であるものとして説明する。

10

20

30

40

## [0032]

デバイス800は、スマートグラスに代表されるウェアラブル端末やスマートフォン等の端末である。デバイス800は、マルチホップネットワークを介して、上位サーバ610にログインし、ジェスチャーで操作を行うことで、上位サーバ610から作業活用データを取得し、表示可能となっている。なお、本実施形態では、作業活用データは、VR、AR、MRといった方法で表示されるものとする。もちろん、VR、AR、MRを用いずに、デバイスの表示装置やスピーカーから「作業活用データ」をテキストや音声で出力する態様も採用可能である。

## [0033]

図 5 は、マルチホップネットワークを構成する通信ゲートウェイ(親機)及び通信ノードの構成を示す機能ブロック図である。図 5 を参照すると、通信ゲートウェイ(親機) 1 1 0 は、通信部 1 1 1 、記録部 1 1 2、確認部 1 1 3 及び出力部 1 1 4 を備えている。

#### [ 0 0 3 4 ]

通信部 1 1 1 は、上位サーバ 6 1 0 とデバイス 8 0 0 間のデータをマルチホップ方式で中継する。

#### [0035]

記録部112は、前記中継したデータのうち、所定の種類のデータを記録する。以下、この記録したデータをロギングデータという。本実施形態では、デバイス800で撮影され、上位サーバ610側に送信される操作ジェスチャー(「機器操作用のジェスチャーデータ」に相当)と、上位サーバ610からデバイス800側に送信される作業活用データを記録の対象とする。また、記録部112は、上記データの記録に加えて、所定の種類のデータについて、その経路データを「ルートタグデータ」(転送経路情報)として記録する。本実施形態では、記録部112は、作業員700が作業完了後に上位サーバ610に送る作業成果データの経路データを記録する。

#### [0036]

図6は、記録部112に保持されているロギングデータの一例を示す図である。図6の上段は、利用者IDと、上位サーバ610を特定するためのシステムIDと、利用年月日時と、ロギングデータ(操作ジェスチャーデータ)とを対応付けて格納するテーブルが示されている。図6の下段は、システムIDと、利用者IDと、利用年月日時と、ロギングデータ(作業活用データ)とを対応付けて格納するテーブルが示されている。利用者IDは、デバイス800を特定するための情報として使用される作業員(利用者)のIDである。システムIDは、上位サーバ610を特定するための情報として使用されるサーバのIDである。利用年月日時は、ロギングを行った日時であり、ロギングデータとしては、操作ジェスチャーや作業活用データの特徴データが格納される。

# [ 0 0 3 7 ]

確認部113は、直近のロギングデータと、過去のロギングデータとを照合し、有意な差異が認められるか否かにより、機器の正当性を確認する。例えば、デバイス800が上位サーバ610に送った操作ジェスチャーに表れた手指の動き、手指の色や形、背景等が、過去の操作ジェスチャーと有意な差異がある場合、なりすましの可能性ありと判定することができる。ここで、操作ジェスチャーにおける有意な差異とは、手指の動きの速さや傾き等に表れる作業者の癖に起因するものや、手指の色や形、背景の違いなどから、本人が行った操作ジェスチャーでない可能性があると判断される差異を設定すればよい。

## [0038]

同様に、上位サーバ610がデバイス800に送った作業活用データも、VR、AR、MRに表れた画像の動きや、図形要素の形、色等が過去の作業活用データと有意な差異がある場合、なりすましの可能性ありと判定することができる。ここで、作業活用データにおける有意な差異とは、ARで作業者の視野範囲に合成されるデジタル映像そのものの差異や、デジタル映像と併せて出力されるテキストや音声の違いなどから、上位サーバ610が送信した作業活用データでない可能性があると判断される差異を設定すればよい。

## [0039]

50

10

20

30

10

20

30

40

50

また、確認部113は、作業成果データのルートタグデータと、該当するデバイス80 0の過去の作業成果データのルートタグデータとが一致するか否かにより機器の正当性を確認する。例えば、デバイス800が、本来の作業位置と異なる経路で作業成果データを送信してきた場合、なりすましの可能性ありと判定する。

[0040]

出力部114は、上記確認部113による正当性確認の結果、異常が認められた場合に、所定の出力先装置に対し、メッセージを送信する(上記出力部14に相当)。本実施形態では、出力部114は、機器の正当性の確認結果を上位サーバ610に接続された表示装置620のほか、作業者の上司や監督者であるシステム管理者1、2が保持する端末に、メッセージを送信する。メッセージの具体的な内容については、後の動作の説明と併せて説明する。

[0041]

通信ノード(子機)120は、通信部121、記録部122、確認部123及び出力部124を備えている。通信ノード(子機)120の通信部121、記録部122、確認部123及び出力部124は、それぞれ通信ゲートウェイ(親機)110の通信部111、記録部112、確認部113及び出力部114と同等であるので、説明を省略する。従って、通信ゲートウェイ(親機)110及び複数の通信ノード(子機)120が、上記した通信ノードに相当する。

[0042]

続いて、本実施形態の動作について図面を参照して詳細に説明する。図7は、本実施形態のマルチホップネットワークの運用開始前に行われるデータ学習処理の流れを表したシーケンス図である。以下の説明では、デバイス800がn台目の子機(子機n)に接続し、上位サーバ610にアクセスする例を挙げて説明する。

[ 0 0 4 3 ]

図 7 を参照すると、まず、デバイス 8 0 0 においてシステム利用入力が行われる(ステップ S 0 0 1 )。ここでは、利用者 I D、システム I D、システムデータ I D、利用年月日時及び操作ジェスチャーデータの入力が行われるものとする。ここで、システムデータ I Dとは、上位サーバ 6 1 0 から提供を受けるデータを特定するための I Dであり、例えば、地下鉄 X X 駅(仮称)構内工事 第 1 期基礎 I 3 日目、 Y Y 発電所建屋工事 外構(東側)工事 2 日目といったデータ(コンテンツ)を特定するための I D が設定される。

[0044]

システム利用入力で入力を受け付けたデバイス800は、利用者ID、システムID、システムデータID、利用年月日時、操作ジェスチャーデータを上位サーバ610に送信する(ステップS002)。

[0045]

上位サーバ610は、利用者IDで利用者を特定した上で、操作ジェスチャーデータによる認証を行う(ステップS003)。ここでの認証は、予め登録された作業員700の操作ジェスチャーと、操作ジェスチャーデータとの類似率を計算し、所定のスコア以上である場合に、認証成功とするといった認証方法を用いることができる。

[0046]

上記システム利用入力で入力を受け付けたデータの中継を行った通信ゲートウェイ(以下、通信 G W ) 1 1 0 及び通信ノードは、それぞれ中継したデータをロギングする(ステップ S 0 0 4 、図 6 参照)。なお、図 7 において、通信ノード(子機 1 )におけるロギング処理は省略されている。すべての通信ノードが、ロギングする必要はなく、一部の通信ノードにおけるロギング処理を省略することができる。

[0047]

一方、本実施形態の上位サーバ 6 1 0 は、操作ジェスチャーデータの過去データを保持 している場合、過去データとの一致不一致を確認する(ステップ S 0 0 5 )。

[0048]

前記確認の結果、操作ジェスチャーデータが過去データと不一致であった場合、上位サ

ーバ610は、デバイス800に対し、暗号付き操作ジェスチャー変更指示を送信する(ステップS007)。暗号付き操作ジェスチャー変更指示とは、事前に定めた暗号(パスワード)の入力を条件に操作ジェスチャーの変更指示を閲覧できるようにしたメッセージである。従って、学習段階において、デバイス800のなりすましが行われている場合、操作ジェスチャーの変更内容を閲覧することができないため、不正なユーザーの登録を抑止することが可能となっている。

[0049]

暗号(パスワード)の入力に成功するとデバイス800において、操作ジェスチャーの変更指示の表示が行われる(ステップS008)。前記操作ジェスチャーの変更指示を閲覧した作業員700は、ステップS001に戻って再度、システム利用入力を行なう(ステップS001)。

[0050]

ステップS006で、操作ジェスチャーデータが過去データと一致した場合、上位サーバ610は、デバイス800に対し、システムへのログインが完了したことを示すシステムログインメッセージを送信する(ステップS009)。

[ 0 0 5 1 ]

上記システムログインメッセージの中継を行った通信GW110及び通信ノード120は、それぞれデバイス800がログインに成功したことを認識する(ステップS010、ログイン認識)。次に、通信GW110及び通信ノード120は、ステップS004でロギングしたデータを学習する(ステップS011)。さらに、通信GW110及び通信ノード120は、操作ジェスチャーデータの認識を行い、必要があれば、操作ジェスチャーデータに対応する処理を行う(ステップS012)。

[0052]

前記システムログインメッセージを受信したデバイス800は、上位サーバ610に対し、作業活用データのダウンロードを要求する(ステップS013)。前記作業活用データのダウンロード要求を受けた上位サーバ610は、デバイス800に対し、作業活用データを送信する(ステップS014;作業活用データダウンロード)。

[0053]

上記作業活用データの中継を行った通信 G W 1 1 0 及び通信 ノード 1 2 0 は、それぞれ作業活用データのロギングを行う(ステップ S 0 1 5 )。

[0054]

以上により、デバイス800の正当性確認に必要な学習データ(過去データ)の蓄積が 行われる。

[0055]

図8は、上記データ学習処理の後に、実運用が始まった際の、各装置による操作ジェスチャーの検証動作の一例を示す図である。図8を参照すると、まず、デバイス800においてシステム利用入力が行われる(ステップS101)。ここでのシステム利用入力は、図7で説明したステップS001と同様である。

[0056]

システム利用入力で入力を受け付けたデバイス800は、利用者ID、システムID、 システムデータID、利用年月日時、操作ジェスチャーデータを上位サーバ610に宛て て送信する(ステップS102)。

[0057]

上記システム利用入力で入力を受け付けたデータの中継を行った通信 G W 1 1 0 及び通信 ノードは、操作ジェスチャーデータを含むデータを受信した場合、それぞれ中継したデータをロギングする(ステップ S 1 0 3 、図 6 参照)。

[0058]

次に、通信GW110及び通信ノード120は、それぞれ過去にロギングしたデータと、ステップS102で受信したデータとを比較し、一致不一致を確認する(ステップS104)。通信ノード120は、確認の結果を、通信GW110に送信する。

10

20

30

40

10

20

30

40

50

## [0059]

通信GW110は、通信GW110と通信ノード120の少なくとも一方で操作ジェスチャーデータが過去データと不一致であった場合、システム管理者1、2の端末に対し、システム利用不正アラームを送信する(ステップS107、S108)。ここで、システム管理者1としては、上位サーバ610が設置されている事務所の管理者が想定される。また、システム管理者2としては、作業員700の管理者が想定される。システム利用不正アラームは、デバイス800において「なりすまし」が行われている可能性を伝えるものであればよく、SMS(Short Message Service)、メール、音声通話等、適当な形態を採ることができる。

## [0060]

通信GW110は、システム管理者1、2の端末に対するシステム利用不正アラームの送信後、デバイス800に対して、操作ジェスチャーメッセージを送信する(ステップS109、S110)。この操作ジェスチャーメッセージは、操作ジェスチャーに問題があったことを伝える内容であればよく、詳しい判定結果を伝える必要はない。操作ジェスチャーメッセージを表示する。ここで、作業員700が真正の作業員であれば、いつもと異なるジェスチャーをしたことに気づき、再度、システム利用入力を行なうことになる。一方、作業員700が非真正の作業員である場合、いつもと異なるジェスチャーをしたことに気づいても、ジェスチャーのどの部分に問題があったのかわからないため、再度、システム利用入力を行っても、ログインに成功することはない。

#### [0061]

一方、ステップS106で、操作ジェスチャーデータが過去データと一致した場合、通信GW110は、上位サーバ610に対し、システム利用入力データを転送する(ステップS112)。以降、システム利用入力データを用いたシステムログイン手順が行われる(ステップS113;システム利用開始)。具体的には、ステップS003と同様に、上位サーバ610が、利用者IDで利用者を特定した上で、操作ジェスチャーデータによる認証を行う。

#### [0062]

以上のように、本実施形態によれば、システム利用開始時にデバイス800から上位サーバに送られる操作ジェスチャーデータを用いてなりすましの検出を行うことが可能となった。また、この判定は、上位サーバ610における操作ジェスチャーデータと異なる信むれ、問題があれば、上位サーバ610に対するシステム利用入力データの送信もり上されるため、上位サーバ610に対するDoS(Deny of Service)攻策としても有効である。また、通信GW110と通信ノード120において異なるは、通信GW110との比較において、メモリやプロセッサの処理能力が落ちるため、通信GW110との比較において、メモリやプロセッサの処理能力が落ちるため、通信GW110と通信ノード120の双方で、操作ジェスチャーデータの過去データとの不一致を判定しているが、これらの双方で一致不一致を判定してもよい。例えば、の、通信GW110と通信ノード120のいずれか一方で操作ジェスチャーデータの過去データとの一致不一致を判定する構成も採用可能である。

#### [0063]

さらに本実施形態では、上位サーバ610側からデバイス800側に送られる作業活用データの検証を行う。図9は、上記システムログイン後の、各装置による作業活用データの検証動作の一例を示す図である。図9を参照すると、まず、デバイス800が、上位サーバ610に対し、作業活用データのダウンロード要求を行う(ステップS201)。前記ダウンロード要求を受けた上位サーバ610は、作業活用データのダウンロードに応じ、作業活用データを通信GW110に送信する(ステップS202)。

## [0064]

前記作業活用データの中継を行った通信GW110及び通信ノードは、作業活用データ

を受信した場合、それぞれ中継した作業活用データをロギングする(ステップ S 2 0 3 、図 6 参照)。

## [0065]

次に、通信GW110及び通信ノード120は、それぞれ過去にロギングしたデータと、ステップS202で受信したデータとを比較し、一致不一致を確認する(ステップS204)。なお、ステップS204の確認において、それぞれのデータに付されているシーケンス番号があれば、その整合性を検証してもよい。例えば、過去にロギングしたデータに対し、ステップS202で受信したデータの方が、若い(時間的に古い)シーケンス番号が付されている場合、作業活用データの不正が疑われる。通信ノード120は、確認の結果を、通信GW110に送信する。

#### [0066]

通信GW110は、通信GW110と通信ノード120の少なくとも一方で作業活用データが過去データと不一致であった場合、システム管理者1、2の端末に対し、作業活用データ不正アラームを送信する(ステップS207、S208)。ここで、システム管理者1としては、上位サーバ610が設置されている事務所の管理者が想定される。また、システム管理者2としては、作業員700の管理者が想定される。作業活用データ不正アラームは、作業活用データの送信元が上位サーバ610でない可能性を伝えるものであればよく、SMS(Short Message Service)、メール、音声通話等、適当な形態を採ることができる。

## [0067]

通信 G W 1 1 0 は、システム管理者 1 、 2 の端末に対する作業活用データ不正アラームの送信後、デバイス 8 0 0 に対して、作業中止指示アラームを送信する(ステップ S 2 0 9、 S 2 1 0)。この作業中止指示アラームは、作業活用データが上位サーバ 6 1 0 から送信されたものではない可能性があることを伝える内容であればよい。作業中止指示アラームを受信したデバイス 8 0 0 は、作業中止指示アラームを表示する。前記アラームを受け取った作業員 7 0 0 は、作業活用データによる作業を中止する。なお、すでに受け取った作業活用データにより、作業を開始していた場合において、ある時点から、この作業中止指示アラームを受け取った場合も、途中でなりすましが行われた可能性を示しているので、作業活用データによる作業を中止することが好ましい。

## [0068]

一方、ステップS206で、作業活用データが過去データと一致した場合、通信GW110は、デバイス800に対し、作業活用データを転送する(ステップS212)。デバイス800は、作業活用データを受信するとデータ受信メッセージを表示し(ステップS213)、作業員700による作業活用データの操作を待つ。以降、同様の手順で、作業活用データのダウンロード要求と、過去データとの照合によるなりすましの有無の判定が行われた後、デバイスに作業活用データが送られる(ステップS214;システム通常運用手順)。

## [0069]

以上のように、本実施形態によれば、上位サーバ610からデバイス800に送られる作業活用データを用いてなりすましの検出を行うことが可能となる。例えば、悪意を持って作業員700に、間違った作業をさせようとして偽の作業活用データが送られた場合であっても、通信GW110と通信ノード120によって検出することが可能となる。とりわけ、デバイス800によっては、メモリや計算処理能力に制限がある場合が多い。また、デバイス800にそのリソースがあったとしても、なりすまし検出にリソースを割くことが適切でない場合は、多いと考えられる。本実施形態は、そのようなケースにおいてより有効にその効果を発揮することができる。

#### [0070]

さらに本実施形態では、作業終了後に、デバイス800側から上位サーバ610側に送られる作業成果データの検証を行う。図10は、作業成果データの検証動作の一例を示す図である。図10を参照すると、まず、デバイス800が、上位サーバ610に対し、作

10

20

30

40

10

20

30

40

50

業成果データのアップロード要求を行う(ステップS301)。前記アップロード要求を受けた上位サーバ610は、作業成果データのアップロードを許可するメッセージをデバイス800に送信する(ステップS302)。

[0071]

前記作業成果データのアップロードを許可するメッセージの中継を行った通信 G W 1 1 0 及び通信 ノード 1 2 0 は、これらの上位サーバ 6 1 0 とデバイス 8 0 0 間のやり取りをロギングする(ステップ S 3 0 3 )。

[0072]

作業成果データのアップロードを許可するメッセージを受け取ったデバイス800は、作業成果データのアップロードを許可するメッセージを表示する(ステップS304)。前記メッセージを確認した作業員700が、作業成果データのアップロード操作を行うと、作業成果データのアップロードが開始される(ステップS305)。

[0073]

作業成果データの中継を行った通信 G W 1 1 0 及び通信ノード 1 2 0 は、それぞれ中継の際に、作業成果データにルートタグを付与し、記録する(ステップ S 3 0 6 、 S 3 0 7 )。このルートタグは、作業成果データの転送経路上の通信 G W 1 1 0 及び通信ノード 1 2 0 がそれぞれ自身の I D をタグとして付加することで構成することができる。

[0074]

次に、通信GW110は、それぞれ過去の作業成果データのルートタグと、今回の作業成果データのルートタグとを比較し、一致不一致を確認する(ステップS308)。

[0075]

通信 G W 1 1 0 は、前記確認の結果、作業成果データのルートタグが過去のルートタグと不一致であった場合、システム管理者 1 、 2 の端末に対し、作業成果データのルートタグ不一致アラートを送信する(ステップ S 3 0 9 、 S 3 1 0 )。ルートタグ不一致アラートの送信先は、作業活用データ不正アラームと同一でよい。ルートタグ不一致アラートは、作業成果データが適正でない位置から送信されていることを伝えるものであればよく、S M S ( S h o r t Message Service )、メール、音声通話等、適当な形態を採ることができる。

[0076]

一方、ステップS308で、作業成果データのルートタグが過去データと一致した場合、通信GW110は、上位サーバ610に対し、作業成果データを転送する(ステップS311)。作業成果データを受け取った上位サーバ610は、デバイス800に対して、作業成果データのアップロードが完了したことを伝えるメッセージを送信する(ステップS312;作業成果データアップロード完了通知)。

[0077]

前記作業成果データのアップロードが完了したことを伝えるメッセージの中継を行った通信GW110及び通信ノード120は、作業成果データその他の、上位サーバ610とデバイス800間のやり取りをロギングする(ステップS313)。

[0078]

その後、上位サーバ 6 1 0 とデバイス 8 0 0 間で、システムログアウト完了手順が行われる(ステップ S 3 1 4 )。

[0079]

以上のように、本実施形態によれば、デバイス800から上位サーバ610に送られる作業成果データの不正な送信を検出することが可能となる。例えば、悪意を持って、通常と異なる位置から、作業成果データの送信が行われた場合、作業成果データが上位サーバ610に転送される前に、これを検知し、アラートを上げることが可能となる。

[0800]

なお、上記した実施形態では、操作ジェスチャーデータ、作業活用データ、作業成果データをなりすまし検出の対象としているが、その他データについてもロギングし、過去のデータと比較することで、なりすまし等を検出することができる。

#### [ 0 0 8 1 ]

## 「第2の実施形態]

上記した第1の実施形態では、操作ジェスチャーデータと作業活用データについては、ロギングデータとの照合により、なりすましの検出(正当性確認)を行ったが、操作ジェスチャーデータと作業活用データについてもルートタグデータをその都度記録してもよい。このようにすることで、操作ジェスチャーデータと作業活用データについても。ロギングデータとルートタグデータとの双方を用いた、なりすまし検出(正当性確認)を行うことができる。

## [0082]

図 1 1 は、第 2 の実施形態の構成と動作を説明するための図である。第 2 の実施形態は、第 1 の実施形態と基本的な構成は同一であるので、以下、その相違点を中心に説明する

## [0083]

図11の例では、通信GW110、通信ノード120aの2ヶ所でロギングデータとルートタグデータとの双方を用いた、なりすまし検出(正当性確認)を行っている。ここでのなりすましの検出(正当性確認)は、第1の実施形態における作業成果データの検証と同様に、デバイス800の位置(経路の始点)が適正でない位置から送信されているか否かの観点で行うことができる。また、図11の例では、通信ノード120bでは、なりすまし検出(正当性確認)が省略されている。即ち、通信ノード120bは、ロギングデータの記録もルートタグデータの記録も行わない。通信ノードの計算リソースが少ない場合、通信ノード120bのように、なりすまし検出(正当性確認)を省略してもよい。

#### [0084]

また、図11の例では、通信ノード120cでは、ロギングデータを用いたなりすまし検出(正当性確認)を行っている。その理由は、通信ノード120cはマルチホップネットワークの端部(親機から離れた方向)に配置され、上り方向のデータについて、一定の長さを持つルートタグデータが取れない可能性が高いためである。

#### [0085]

以上のように、通信GW110、通信ノード120の位置や性能に応じて、ルートタグデータを併用するか否かを変更(設定)できるようにすることもできる。

## [0086]

また、ルートタグデータを併用するか否かはマルチホップネットワークに求められるセキュリティの高低に応じて設定してもよい。例えば、マルチホップネットワークが、ゲストユーザの利用を認めている場合、高度なセキュリティ管理が必要でない場合もある。そのようなケースでは、通信 G W 1 1 0 におけるなりすまし検出(正当性確認)を行い、通信 J ード 1 2 0 のなりすまし検出(正当性確認)を省略することもできる。

## [0087]

以上、本発明の各実施形態を説明したが、本発明は、上記した実施形態に限定されるものではなく、本発明の基本的技術的思想を逸脱しない範囲で、更なる変形・置換・調整を加えることができる。例えば、各図面に示したネットワーク構成、各要素の構成、メッセージの表現形態は、本発明の理解を助けるための一例であり、これらの図面に示した構成に限定されるものではない。

#### [0088]

また、上記した第1、第2の実施形態に示した手順は、通信GW110や通信ノード120に搭載されたコンピュータ(図12の9000)に、これらの装置としての機能を実現させるプログラムにより実現可能である。このようなコンピュータは、図12のCPU(Central Processing Unit)9010、通信インターフェース9020、メモリ9030、補助記憶装置9040を備える構成に例示される。すなわち、図12のCPU9010にて、領域分割プログラムや位置推定プログラムを実行し、その補助記憶装置9040等に保持された各計算パラメーターの更新処理を実施させればよい。

10

20

30

## [0089]

即ち、上記した実施形態に示した通信GW110や通信ノード120の各部(処理手段、機能)は、これらの装置に搭載されたプロセッサに、そのハードウェアを用いて、上記した各処理を実行させるコンピュータプログラムにより実現することができる。

## [0090]

最後に、本発明の好ましい形態を要約する。

#### 「第1の形態]

(上記第1の視点による通信ノード参照)

## [第2の形態]

上記した通信ノードにおいて、

一方の機器から他方の機器に送信する機器操作用のジェスチャーデータを、前記所定の 種類のデータとして記録する構成を採ることができる。

#### 「第3の形態1

上記した通信ノードにおいて、

前記確認部は、前記機器操作用のジェスチャーデータに表れたジェスチャーの特徴に有意な差異がある場合に、なりすましが行われていると判定する構成を採ることができる。

## 「第4の形態]

上記した通信ノードにおいて、

一方の機器から他方の機器に送信する作業指示用のデータを、前記所定の種類のデータとして記録する構成を採ることができる。

## [第5の形態]

上記した通信ノードにおいて、

前記確認部は、前記作業指示用のデータに表れた作業指示に有意な差異がある場合に、なりすましが行われていると判定する構成を採ることができる。

#### 「第6の形態]

上記した通信ノードにおいて、

前記記録部は、さらに、前記所定の種類のデータの転送経路情報(ルートタグデータ)を記録し、

前記確認部は、さらに、前記データの転送経路を確認することにより、前記機器の正当性を確認する構成を採ることができる。

## [第7の形態]

上記した通信ノードにおいて、

他の通信ノードから前記機器の正当性の確認結果を受け取り、

前記確認部は、前記他の通信ノードにおける前記機器の正当性の確認結果も用いて、前記機器の正当性を確認する構成を採ることができる。

## 「第8の形態]

(上記第2の視点によるマルチホップネットワーク参照)

## 「第9の形態]

(上記第3の視点による機器の正当性確認方法参照)

#### 「第10の形態]

(上記第4の視点によるプログラム参照)

なお、上記第8~第10の形態は、第1の形態と同様に、第2~第7の形態に展開することが可能である。

## [0091]

なお、上記の特許文献の各開示は、本書に引用をもって繰り込み記載されているものとし、必要に応じて本発明の基礎ないし一部として用いることが出来るものとする。本発明の全開示(請求の範囲を含む)の枠内において、さらにその基本的技術思想に基づいて、実施形態ないし実施例の変更・調整が可能である。また、本発明の開示の枠内において種々の開示要素(各請求項の各要素、各実施形態ないし実施例の各要素、各図面の各要素等を含む)の多様な組み合わせ、ないし選択(部分的削除を含む)が可能である。すなわち

10

20

30

40

、本発明は、請求の範囲を含む全開示、技術的思想にしたがって当業者であればなし得る であろう各種変形、修正を含むことは勿論である。特に、本書に記載した数値範囲につい ては、当該範囲内に含まれる任意の数値ないし小範囲が、別段の記載のない場合でも具体 的に記載されているものと解釈されるべきである。さらに、上記引用した文献の各開示事 項は、必要に応じ、本発明の趣旨に則り、本発明の開示の一部として、その一部又は全部 を、本書の記載事項と組み合わせて用いることも、本願の開示事項に含まれるものと、み なされる。

## 【符号の説明】

## [0092]

10A、10B 通信ノード

11、111、121 通信部

12、112、122 記録部

13、113、123 確認部

14、114、124 出力部

2 0 既設ネットワーク (既設 N W )

3 0 端末

40 スマートグラス

1 1 0 通信ゲートウェイ ( 親機 )

120、120a~120c 通信ノード

6 1 0 上位サーバ

6 2 0 表示装置

5 0 0 基地局

7 0 0 作業員

800 デバイス

9000 コンピュータ

9010 CPU

9020 通信インターフェース

9030 メモリ

9 0 4 0 補助記憶装置

G0、G1 ジェスチャーデータ

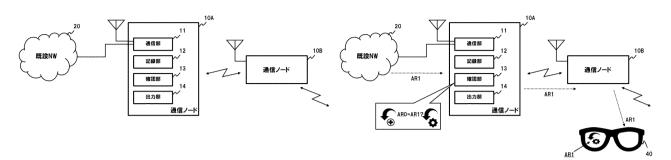
AR1、AR1 ARデータ

10

20

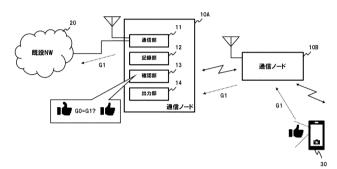
# 【図1】

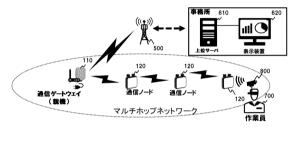
# 【図3】



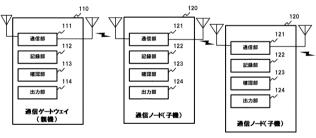
# 【図2】

# 【図4】

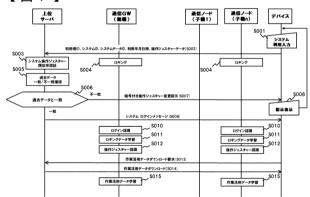




# 【図5】





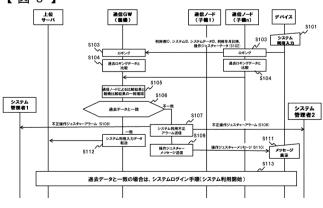


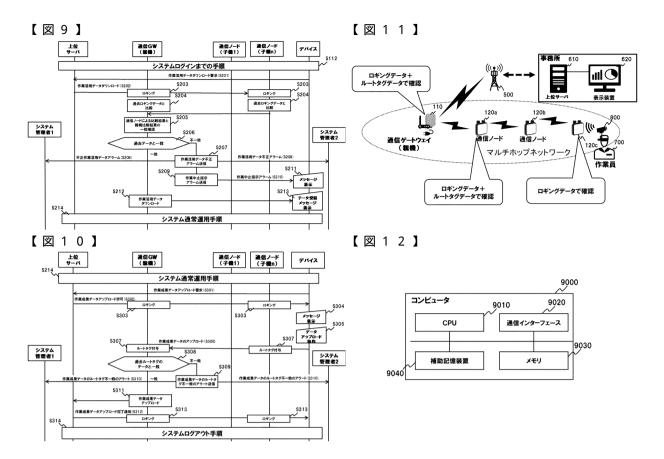
# 【図6】

利用者ID	システムID	利用年月日時	ロギングデータ
T001	S001	2019/8/1 12:00:00	操作ジェスチャー
:	:	:	:
:	:	:	:
:	:	:	:

システムID	利用者ID	利用年月日時	ロギングデータ
:	1:	:	:
S001	T001	2019/8/1 12:01:00	作業活用データ1
S001	T001	2019/8/1 12:02:00	作業活用データ2
	1.		

【図8】





# フロントページの続き

F ターム(参考) 5K067 AA30 BB21 EE02 EE10 EE16 FF01 HH22 HH23